

特集《知財価値評価》

中国の特許価値評価に関する
研究及び応用現状

中国弁護士・中国弁理士 李 慧, 中国弁理士 劉 鍼



要 約

本稿は、中国特許価値評価の主な手法及び実施主体の基本状況を紹介し、資産評価の手法、評価指標の手法、単独指標評価法、自動評価プラットフォーム、一件の特許に対する特許価値定性評価などの面から、特許価値兵法手法の研究現状を説明し、具体的な事例に基づき、異なる業界、背景における実際の適用状況を述べた。

目次

- 一、概説
- 二、中国特許価値評価の手法について
- 三、中国特許価値評価の主体
- 四、資産評価の手法の適用
- 五、評価指標の手法の適用
- 六、単独指標評価法
- 七、自動評価プラットフォーム
- 八、一件の特許に対する特許価値定性評価
- 九、まとめ

一、概説

特許価値評価とは、特許価値に含まれる諸内容や、特許価値が表された異なる方式から、価値評価の目的に基づき特許価値に影響を与える具体的な要素を分析し、適切な指標及び方法を選択して総合的に評価を行うことをいう。評価目的及び内容により、評価指標は、繁雑にも簡略にも適宜設定可能である。そして、評価結果は、定量又は定性である可能性がある。評価手法は、評価目的に基づき、適切な流れに従い、データ取得、分析、評価の規則及び基準を確定して、正確な評価結果を求める。

二、中国特許価値評価の手法について

中国における現在の特許価値評価手法について、特許価値評価の結果の形態で区分すると、一般的に次の二種類がある。一、資産評価の手法。特許は無形資産であるため、資産評価の関連理論及び手法を用いて、収益、コストなどの指標に基づき、特許の価値を評価又は予測する。この場合、評価結果は、一般的に貨幣価値で表す。二、評価指標による評価方法（以下、評

価指標の手法と称す)。特許自身の特徴に基づき、適切な指標を選定して、主観又は客観的な方式により、定性又は定量で特許の価値を評価する。この場合、評価結果は、一般的に定性評価又は按分数値で表す。

上記二種類の手法以外に、評価指標の手法の補充として、単独項目指標法も適用される場合がある。

三、中国特許価値評価の主体

中国において、特許価値評価を行う機関は、二種類に分けられる。第一種類は、政府機関、大学、情報研究機関などのような主に研究を行う機関であり、第二種類は、資産評価会社、特許コンサルティング会社のような関連サービスを提供する機関である。

政府機関は、中国国家知識産権局及び関連機関（例えば、中国技術交易所）である。これらの機関は、主に特許自身の特徴に関する評価指標の手法について、理論及び実践研究を行う。

大学の場合、主に大学の図書館と経済管理学院が関連研究を行う。図書館は、情報研究機関と同様に、特許情報分析のような評価指標の手法を研究し、経済管理学院は、資産評価と指標の双方の手法について、研究を行う。

関連サービスを提供する機関において、資産評価会社は、主に質権設定、M&A、投資などの活動のために、特許資産の価値評価サービスを提供し、資産評価の手法により、現金価格の形で評価結果を反映する。

特許コンサルティング会社は、一般的には、特許代理事務所の子会社又は専門部門として、総合的な特許コンサルティングサービスを提供する機関である。法律、実務、情報、企業管理などの専門能力が比較的

強く、主に評価指標の手法により、特許の有効期間に対して全面的な価値評価を行う。

企業は、例えば、M&A、質権設定などのような経営活動の目的で、資格のある資産評価会社に依頼して特許価値評価を行う場合もあるし、企業内部の特許品質管理のニーズに応えるために、評価指標の手法を用い、評価の目的、業界の特徴、評価フローなどの条件により指標を設定して価値の高い特許を抽出する場合もある。

四、資産評価の手法の適用

20世紀90年代初期、経済の発展に伴い、特許評価が益々重要視されて⁽¹⁾、特許による投資、譲渡などのために、特許価値評価のニーズが出てきた。このようなニーズに答えるように、特許価値評価の結果は貨幣価値の形で表す必要がある。資産評価の通用手法、コストアプローチ、インカムアプローチ、マーケットアプローチが特許価値評価に導入され、今まで、最も多く利用される手法となった

4. 1 コストアプローチ

コストアプローチとは、現在の市場価格に基づき、評価しようとする特許権と同一機能・用途を有する製品を開発又は購入するために必要であった費用（取得費用）を基礎として、特許価値を評価しようとする評価手法である^{(2),(3)}。

コストアプローチは、市場価値への考慮を欠いており、その仮定前提（開発すれば、必ず収益があるという前提）が成立しない可能性があるため、単独でコストアプローチを利用することは少ない。通常、現在原価を一つの評価パラメータとして評価を行うか、コストアプローチの評価結果を参考として評価を行う^{(2),(4),(5)}。

4. 2 マーケットアプローチ

マーケットアプローチは、取引事例比較法ともいって、市場調査により、現に取引されている類似特許技術の取引条件と価格を参照し、評価しようとする特許技術の特徴を適切に調整して評価を行う方法をいう^{(6),(7)}。

マーケットアプローチは、客観的に現在の市場状況及び現実価値を反映できるため、実際には、非常に信頼性のある評価手法として、広く使われているが、大量の取引事例を収集する必要があるため、中国で使用することは、比較的難しい⁽³⁾。

但し、通信業界においては、特許のライセンスなどは、比較的頻繁に行われ、通信技術のグローバル性もあるため、ライセンス、権利侵害訴訟などの場合、特許価値を評価しようとする際に、参考にできる事例は、比較的が多い⁽⁸⁾。中国の通信技術に係る特許紛争案件の中に、ロイヤリティに関する問題を解決するために、当該特許のグローバル範囲におけるロイヤリティ基準を参考にする場合もある⁽⁹⁾。

4. 3 インカムアプローチ

インカムアプローチは、収益還元法とも言って、評価しようとする特許権が将来生み出す予想収益を現在価値に割り引いて算出する方法である⁽¹⁰⁾。

インカムアプローチは国際的に広く使われている資産評価手法であり、中国においても、例えば、特許譲渡、質権設定、融資などのような貨幣価値で評価結果を表す必要がある場合、よく利用されている。インカムアプローチは、さらに、直接評価法、差額法、要素貢献法などに細分化されている^{(10),(11)}。ところで、特許技術の不確定性の影響があるため、インカムアプローチを利用する場合、割引率などのようなパラメータの選定は、比較的難しい。従って、ある資産評価会社は割引率選定モデルを開発した⁽¹²⁾。

4. 4 リアルオプション法

特許価値評価に関する研究及び応用の深化と発展に伴い、学術界からは「特許は、企業にとって一つの投資チャンスでもあり、企業は、実際の投資状況により、必要に応じて、撤回することができる」、或いは、特許をリアルオプションと見なすことができるという見解⁷が提起された。また、リアルオプション法は、企業の投資柔軟性を十分反映できるため、特許価値をより適切に評価できる⁽¹³⁾。

五、評価指標の手法の適用

5. 1 評価指標の手法について

評価指標の手法は、特許自身の特徴に基づき、適切な指標を選定して、特許の価値を評価するものである。評価の指標、モデルは、複雑にも簡略にも適宜設定可能である。評価結果は、定量、定性、或いは両者の組合せのいずれかである。また、その他の評価手法のパラメータとすることもできる⁽¹⁴⁾。従って、特許運営の際の価格設定（例えば、特許ライセンス、権利侵害訴訟、特許技術選定など^{(15),(16)}）に用いられることができると同時に、企業内部管理の評価のニーズも満

足できる手法である。

指標の体系は、主に法律、技術、経済という三つの方面からなる体系と、その他の方面の要素から構成した体系などを含んでいる。

5. 2 特許価値の本質に基づく指標体系

法律、技術、経済という三つの方面からなる指標体系は、最もよく利用されている体系である。

5. 2. 1 〈特許価値分析指標体系操作マニュアル〉

2012年、中国国家知識産権局と中国技術交易所が作成した〈特許価値分析指標体系操作マニュアル〉に、「特許価値分析指標体系」(以下、「中技所指標体系」と略称)の内容が記載されている。当該体系は、資産評価類の手法に比べ、技術と法律の要素を考慮して、法律価値度、技術価値度、経済価値度という三つのメイン指標と、安定性、革新性、市場規模など18個のサブ指標を提出した⁽³⁰⁾。

| メイン指標 | サブ指標 |
|-------|-----------|
| 法律価値度 | 安定性 |
| | 回避可能性 |
| | 依存性 |
| | 特許侵害判断可能性 |
| | 有効性 |
| | 多国出願 |
| | 特許ライセンス状態 |
| 技術価値度 | 先進性 |
| | 業界発展傾向 |
| | 適用範囲 |
| | 技術依存度 |
| | 代替可能性 |
| | 成熟度 |
| 経済価値度 | 市場適用状況 |
| | 市場規模見込み |
| | 市場占有率 |
| | 競争状況 |
| | 政策適応性 |

典型事例 1：中国石油化工有限公司の業界重要特許評価事例

中国石油化工有限公司は、2015年に、〈特許価値分析指標体系操作マニュアル〉を利用して、自ら設定した指標に基づき、RFID油井測定技術に係る73件の特許の技術及び法律価値を評価した⁽¹⁸⁾。

具体的には、以下の指標を利用した。

| 類別 | 指標の名称 | 指標の意味 | 特性評価 | 指標の算出 |
|------|-------------|-------------------------------|----------------------------------|---------------------|
| 法律指標 | 有効期間 | 授權から権利消滅までの期間 | 有効期間が長い場合、価値が比較的に大きい | 授權から権利消滅までの期間を計算 |
| | 訴訟状況 | 当該特許は、訴訟に係っているか、そして、訴訟に係る回数 | 訴訟有無 | 有:1 無:0 |
| | 出願から授權までの期間 | 出願日と授權日とのタイムラグ | 通常、特許出願に係る技術のレベルが高い場合、審査の期間は長い | 出願から授權までの期間(月)を統計 |
| | クレーム数 | クレームの総数 | クレームの数が多い場合、特許の価値が高い | クレームの数を統計 |
| 技術指標 | ファミリー特許の指数 | 異なる国家又は地域で出願した一つのファミリーにおける特許数 | ファミリー特許の数が多い場合、特許権者は当該技術を重要視している | 直接、クレームの総数を統計 |
| | 引用される回数 | 当該特許は、その後の出願に引用される回数 | 当該特許がその後の技術発展に与える影響 | 当該特許を引用した特許書類の数を統計 |
| | 引用した特許文献の数 | 当該特許に引用された前の特許文献の数 | 当該特許の技術基礎を反映 | 当該特許の引用特許文献の数を統計 |
| | 技術範囲 | 特許文献に係る特許分類番号の数 | 特許の引用された回数と分類番号の数と関連性がある | 分類番号の数を統計 |
| | 科学関連性 | 当該特許に引用された科学文献の数 | 当該特許技術と関連科学研究との関連性を反映 | 当該特許に引用された科学文献の数を統計 |
| | 発明者の人数 | 書誌事項に記載された発明者の人数 | 技術の複雑さと革新レベルを反映 | 発明者の人数を統計 |

専門家の意見によると、技術と法律はそれぞれ50%の重みを占めている。まず、各指標の数値(訴訟状況について、訴訟がある場合は1、ない場合は0)を確定し、積算により総得点を算出した。

得点トップ10の特許に対して、全文閲覧分析した結果、用いられた特許参考価値評価体系は、当該分野の重要特許を効果的に確定でき、石油工程分野の特許技術評価の要求を概ね満たせたことが証明できた。

5. 2. 2 特許価値評価指標体系

2015年に、中国科学院(以下、「中科院」と略称)文献情報センターは、既存の「中技所指標体系」には、

数値化困難という短所があるため、アメリカの知的財産権コンサルティング会社 CHI 及びアメリカ国家科学ファンド (NSF) が共同開発した世界初の特許指標評価体系と〈特許価値分析指標体系操作マニュアル〉とに記載された「特許価値分析指標体系」に基づき、技術ライフサイクル、市場需要量、残留特許有効期間など 15 個の測定可能な評価指標を含む特許価値評価指標体系 (下表を参照)⁽¹⁹⁾を提案した。

| 第1層の指標 | 第2層の指標 | 指標の算出 |
|--------|--------------|-----------------------------|
| 技術価値 | 技術の周期 | 全ての引用特許の技術周期の中位数 |
| | 技術適用範囲 | 国際特許分類 IPC の数 |
| | 技術関連度 | 引用特許技術の数 |
| | 科学関連度 | 引用科学論文の数 |
| | クレーム数 | 特許授權公開書類 |
| | ファミリー特許の数 | 特許ファミリーの数 (又は、米、日、欧州の特許の比率) |
| | 市場需要量 (市場容量) | インカムアプローチモデル計算 |
| 市場価値 | 特許製品の市場競争状況 | |
| | 残残留経済寿命 | |
| | 特許技術代替可能性 | |
| 権利価値 | 残留特許有効期間 | 特許情報データ |
| | 特許ライセンス実施 | |
| | 特許権侵害訴訟 | |
| | 特許無効訴訟 | |

典型事例 2：中科院文献センターが自らの特許に対して技術品質評価を行った事例 19。

中科院は、「特許価値分析指標体系」における 6 個の指標を抽出して特許技術品質評価モデルを構築した。1985-2013 年の間に権利化した 337 件のアメリカ特許をサンプルとし、主成分分析法を用いて各評価指標の重みを算出した (下表を参照)。

| 技術有効期間 | 技術適用範囲 | 技術関連度 | 科学関連度 | クレーム数 | ファミリー特許数 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 0.020215 | 0.138187 | 0.337434 | 0.109893 | 0.220518 | 0.173753 |

当該モデルを利用して中科院の 1985-2013 年の間に権利化した 337 件のアメリカ特許の技術品質を評価した。下表は、トップ 20 位の特許及びその技術品質を示すものである。

| 番号 | 特許番号 | 特許技術品質価値 |
|----|-------------|----------|
| 1 | US8445973B2 | 0.497967 |
| 2 | US6468345B1 | 0.470494 |

| | | |
|----|-------------|----------|
| 3 | US6187314B1 | 0.465617 |
| 4 | US8052775B2 | 0.420649 |
| 5 | US7670985B2 | 0.39972 |
| 6 | US7253133B2 | 0.394926 |
| 7 | US7494692B2 | 0.348757 |
| 8 | US8426920B2 | 0.347607 |
| 9 | US8461650B2 | 0.343932 |
| 10 | US7737288B2 | 0.343887 |
| 11 | US8394901B2 | 0.338796 |
| 12 | US8410319B2 | 0.332824 |
| 13 | US8354753B2 | 0.328670 |
| 14 | US8078058B2 | 0.320307 |
| 15 | US6960693B2 | 0.310363 |
| 16 | US7939497B2 | 0.305512 |
| 17 | US4921278A | 0.300644 |
| 18 | US6165765A | 0.291263 |
| 19 | US7932391B2 | 0.289202 |
| 20 | US5869021A | 0.284036 |

5. 2. 3 法律、技術、経済という三方面から構築されたその他の指標体系

法律、技術、経済から構築した指標体系は、階層分け方式を利用することもでき、また、各業界の違いにより細分化した指標を設定することができる^{(20),(21),(22)}。

中国技術交易所と中科院文献センターにより提起された上記指標体系及びその他の既存体系は、階層分けが足りないという欠点があるため、知識産権出版社は、2016 年に、ビッグデータ分析技術に基づき、「三層」の指標体系を提出した。即ち、第 1 層：法律、技術、経済の三方面を含む。第 2 層：第 1 層の指標をさらに 7 個のサブ指標に区分し、例えば、特許保護範囲、特許安定性、特許技術品質、特許技術適用性、市場、競争、出願人などの要素を含む。第 3 層：第 2 層の指標をさらに 81 個のサブ指標に細分化した。

また、特許品質及び価値を反映できる客観的な定量指標で大量 (又は単独) の特許に対してスクリーニング・評価を行ってから、専門家により点数を与えるなど方式で価値のある特許に対して定性評価を行う。このように、定量と定性評価の組合せで確実に特許評価を行うことができる⁽²³⁾。

5. 2. 4 技術、法律、市場、戦略、経済という五つの方面から構築された指標体系

「高価値特許」の定義の提出に従って、国家知識産権局の関連部門は、2017 年に、〈高価値特許選別〉を制定した。中には、法律、技術、経済という三方面以外に、さらに、戦略と市場を追加して高価値特許を評価する

考えを提案した。

| 第1層の指標 | 第2層の指標 |
|--------|---|
| 技術価値 | 技術先進程度, 技術成熟度, 技術独立性, 技術代替可能性, 技術適用見込み |
| 法律価値 | 権利安定性, 保護強さ, 回避可能性, 権利侵害判断可能性 |
| 市場価値 | 市場の現在適用状況, 市場の将来予期状況, 競争状況, 政策環境 |
| 戦略価値 | 特許攻撃価値, 特許防衛価値, 特許影響力価値 |
| 経済価値 | 製品自身の特許価値, 特許交易(譲渡, ライセンス)収益, 特許訴訟の賠償額, 特許担保融資額, 特許価値を出資分とする場合の投資割合 |

企業は、上記五つの指標（或いは、上記五つの指標を修正した指標）を利用して、自社特許の価値評価体系を構築する。

典型事例3：広東電網公司の特許価値評価-自社特許重要性評価

広東電網公司電力科学研究院⁽²⁵⁾は、自社特許についてランク付けで管理する方式を採用して、その重要な一環は、特許価値評価である。該研究院は、〈高価値特許選別〉に記載の高価値特許評価をするための五つの指標に基づき、評価指標体系を構築した。そして、以下の要素を考慮して、上記評価指標体系を調整した。

一、評価を行う際に、知財スタッフ以外のメンバーも参与するため、評価指標は、理解しやすく、独立性が強いという特徴がある。二、評価指標及び手法を再度選別して組み合わせる必要がある。例えば、経済価値の指標について、実績のない企業の場合、実際の状況に応じて経済価値の指標を削除してもよい。三、実際の評価作業の量を考慮して、評価指標を適当に簡略化する。例えば、技術価値の評価にはいくつかの指標が関係するが、そのうち、技術の先進程度が最も重要であり、技術の成熟度は企業レベルでの評価の重みが比較的低い。なお、技術独立性の評価は比較的困難であり、技術代替可能性の評価は正確度が足りない。さらに、技術適用見込みと市場指標とはクロス関係にある。そこで、これらの指標を削除して、技術の先進程度だけを残して評価を行うことができる。

評価のフローは、発明者による評価→特許技術分類体系の構築→専門家チームの設立→専門家チームによる評価→評価結果のまとめという五つの段階に分けられる。ここで、専門家チームは、第1層の各指標に対して、それぞれ得点を与える。例えば、法律価値の場合、それぞれ、権利安定性、保護強さ、回避可能性、

権利侵害判断可能性について得点を与え、満点は10点である。評価結果を得た後に、核心特許、重要特許、一般特許、低価値特許という四層の分類を設定し、上記各層は、それぞれ10%、30%、45%、15%を占めている。例えば、核心特許(10%)は、下記条件のいずれか一つを満たさなければならない。即ち、特許運営(ライセンス、クロスライセンス、譲渡、特許による投資など)によりすでに利益を得たこと;国家或いは省レベルの特許奨励を得たこと;特許価値評価の総得点は、9点以上であること;技術指標(或いは市場指標、戦略指標)の得点は、9点以上であることが挙げられる。

5.2.5 その他の指標からなる体系

中国科学院广州エネルギー研究所⁽²⁶⁾は、権利保護のためのコストに基づく評価手法を提出した。該手法は、独立クレームの数、従属クレームの数、技術的特徴の数、クレームのカテゴリ(製品、方法、又は製品+方法)、技術思想のポイント及び瑕疵などの評価指標を設定して、特許権に対して評価を行ったものである。

吉林亜泰(グループ)株式会社⁽²⁷⁾は、特許権利有効期間、多国出願、代理状況、特許運用、クレームのカテゴリ、独立クレームの数、クレームの数、明細書のページ数、保護範囲、特許権安定性という11個のメイン指標の評価体系を構築し、特許運用、特許主体などの指標について、さらに、サブ指標を設定した。当該体系を利用して2014~2015年の吉林省機械分野の権利化した937件の有効発明特許の法律価値を評価した。

また、数量・品質・価値^{(28),(29)}、技術・市場・権利価値⁽³⁰⁾、法律・技術・市場・企業要素⁽³¹⁾、特許自身・企業要素・交易要素・評価リスク要素^{(32),(33)}、技術品質・市場価値・技術代替可能性・保護強さ⁽³⁴⁾などのような指標体系もある。また、「classification and regression tree, CART」というモデルの属性選択方法を利用し、クレームの数、特許のカテゴリなどの7個の指標を提出して、効率的に指標体系の数を減らし、評価の効率を高めた⁽³⁵⁾。そして、企業特許権者の実力及び特許技術に基づき、企業の特許価値評価体系を構築する場合もある⁽³⁶⁾。

5.3 特許管理の視点に基づく特許価値評価

企業は、特許管理の視点に基づき、評価指標の手法を用いて、異なる評価指標を設定し、特許有効期間における各時点での特許価値を評価する。ここで、各時

点のために設定された指標は、それぞれ異なっており、特許自身の特徴だけではなく、技術の重要性、代理機関のレベル、国家（地域）の特許ポートフォリオ管理などの指標も含んでいる。

企業は、特許価値評価を行う際に、通常、出願初期、審査段階、権利化後、無効・訴訟段階という四つの段階を含む^{(37),(38)}。

| 評価段階 | 評価目的 | 評価指標 |
|---------|-------|---|
| 出願初期 | ランク付け | 明細書作成品質、技術発展段階、市場潜在力など |
| 審査段階 | 過程評価 | 審査意見の結論、応答状況など |
| 権利化後 | 総合評価 | 市場において、当該技術を使ったことはあるか、当該技術に対応する製品はあるか、当該技術と製品とを比較するコスト、権利侵害訴訟のコストなど |
| 無効・訴訟段階 | 総合評価 | 権利保護範囲の変化により設定する |

六、単独指標評価法

評価指標体系は、複数の単独指標で構成されたものである。指標体系の構築が異なる場合、選定された評価指標、指標の組合せも異なっている。

a) 同日出願指標

中国において、一つの発明創造について、同時に発明と実用新案出願を提出することができる。特実併願ともいう。同日出願ではないデータとの比較分析を行った結果、機械分野において、同日出願の実施状況、維持率などは、非同日出願に比べ、より優れているため、同日出願は、一つの新しい評価指標とすることができる⁽³⁹⁾。

b) 特許引用関係指標

引用関係は、文献分析分野における重要概念である。ある研究の結果によると、引用関係というのは、特許価値類の文献において、突然変異率をもっとも高い用語である。したがって、特許価値研究分野において、引用関係の注目度をもっとも高い⁽⁴⁰⁾。

引用の前後関係により、引用特許は、引用する特許と引用される特許に分けられ、引用する特許の数は、一件の特許の価値を反映できる。さらに研究すると、引用特許は、差異技術、関連技術、同類技術と類似技術という四種類⁽⁴¹⁾に分けられている。

七、自動評価プラットフォーム

大量特許の価値評価のニーズに応えるために、中国において、自動的に評価できるプラットフォーム及び

ソフトウェアが製品化された^{(42),(43)}。例えば、中国特許情報センター特許価値サービスプラットフォーム (PATENT RANK)、IPOnline-中関村知識産権運営公共サービスプラットフォーム、Innography 特許強度分析モデル、合享 IncoPat 特許価値度評価モデル、PatSnap 智慧芽特許価値評価モデルなどが挙げられる。

ソフトウェアツールは、量化された指標を処理する際に使われることが好ましい⁽⁴⁴⁾。勿論、コストアプローチなどのような定量分析手法は、算出式と原則が決められているため、このような伝統的な手法もソフトウェア化できるが、例えば、収益期間などのパラメータは、人為的に分析、確定する必要がある⁽⁴⁴⁾。

2017年に、中国特許情報センターが開発した特許価値サービスプラットフォームは、正式に利用できるようになった。PATENT RANKは、オンラインで特許価値評価サービスを提供するシステムであり、中国の発明及び実用新案特許の価値について、量化評価を行うことができる。評価内容は、特許にかかわる法律、技術、経済という三つの角度の指標（例えば、独立クレームの数、従属クレームの数、ファミリー特許の数、IPCの数、特許のカテゴリ、発明者の数、無効審判請求の回数、被引用回数、ライセンスの回数など）を含んでいる⁽⁴⁵⁾。

該プラットフォームの報告サンプルには、法律、技術、経済に関する各指標の得点と、特許のIPC分類に関する得点などが記載されている。



八、一件の特許に対する特許価値定性評価

例えば、特許ライセンスの商談をする場合、特許自身に対して価値評価を行う必要がある。その評価結果は、交易価格に大きく影響するため、法律、技術、経済などの特定指標に基づき、当該特許に対して詳しく分析すべきである。

典型事例 4

某企業は、特許技術を利用して技術及び市場における独占的地位を得ることを目的に、ある重要特許を購入しようとした。そこで、この特許購入の目的を達成できるかについて、分析、評価する必要がある。

企業自身は、既に技術と市場の指標を十分分析したため、法律の指標に基づき、当該特許は、技術及び製品に対して十分な保護を与えたか、将来の権利行使の効果などを判断した。つまり、権利安定性、回避可能性、権利侵害判断可能性という三つの指標について評価を行った。

1) 権利安定性分析

世界範囲における特許及び非特許文献検索を経て、当該特許は、安定している結論を得た。

2) 回避可能性

分析した結果、当該特許を回避することは、なかなか難しい。

3) 権利侵害判断可能性

当該特許は、一種の化合物に係っているが、クレームに特定された当該化合物の組成は、市販のものではなく、中間物の組成である。このように、権利侵害された場合、関連の技術資料を入手しにくく、証拠収集はかなり難しいので、権利侵害判断可能性は、低いという結論を得た。

最終に、企業は、上記評価結論に依拠し、交易価格を下げ、特許ポートフォリオを補足した。

九、まとめ

以上、特許価値の本質と特徴に基づき、特許価値評価の定義を述べ、中国特許価値評価の研究成果及び実践状況をまとめた。そして、資産評価類と指標体系類の関連研究成果と、企業及び関連サービスを提供する機関の特許価値評価実務も紹介した。

中国の特許価値評価は、まだ未熟なところがあり、現在の評価手法には、様々な欠点も存在しているが、2018年11月から、特許価値を会計帳簿に記入しなければならないという関連規定が正式に実施されることにつれ、特許価値評価手法は、必ず新しい発展を迎えられるに違いない。

(参考文献)

(1) 呉小林 特許価値評価に関する法律問題

重慶科技学院学報(社会科学版) 2006(3):23-26

- (2) 靳曉東 特許価値評価手法概説と比較, 〈中国発明と専利〉 2010 (9): 70-72
- (3) 許華斌 成全 特許価値評価研究の現状及び傾向分析 〈現代情報〉 2014,34 (9): 75-79
- (4) 李喆慶 単一技術分野特許パッケージの特許価値評価分析 〈宣伝と著作権〉 2017 (3): 181-183
- (5) 楊思思 戴磊 特許価値評価方法研究概説, 〈電子知識産権〉 2016 (9): 78-84
- (6) 韓芳 特許価値評価の方法及び影響要素分析 〈中国ハイテック企業〉 2017 (9): 281-283
- (7) 王山 特許価値評価方法研究進展, 〈図書情報〉 2018 (5): 105-108
- (8) 華為 5G 特許ローヤリティ公開 2018.
http://tech.ifeng.com/a/20180811/45114490_0.shtml
- (9) 中華人民共和国広東省高級人民法院民事判決書(2013)粵高法民三終字第 306 号
- (10) 王雅妮 楊景海 M&A における資産価値評価, 〈協力経済と科技〉 2018 (10): 121-123
- (11) 王丹 特許価値評価におけるインカムアプローチの研究, 〈智富時代〉 2018 (8): 6
- (12) 劉伍堂 銀行質権借金時の知識産権価値評価検討
- (13) 鐘翠 特許価値の評価モデル及び数値模擬分析, 武漢:華中科技大学 2010:1-39
- (14) 趙晨 特許価値評価の方法と実務, 〈電子知識産権〉 2006 (11): 24-27
- (15) 李秀娟 異なる背景下の特許評価 〈科技革新導報〉 2010 (34): 250-251
- (16) 王珊珊, 王宏起, 李力 技術基準連盟の特許価値評価体系と特許選別規則 〈科技と管理〉 2015,17 (1): 1-5
- (17) 中国国家知識産権管理司・中国技術交易所 特許価値分析指標体系操作マニュアル, 知識産権出版社 2012
- (18) 趙汨凡 李婧 邱偉娜 特許参考価値評価体系及び石油工程分野における応用 石油科技論壇 2015 (2): 22-33
- (19) 呂曉蓉 特許価値評価指標体系と特許技術品質評価事例研究 〈科技進歩と対策〉 2014,31 (20): 113-116
- (20) 邱洪華 陸潘水 特許価値影響要素評価に関する特許技術管理策略研究 〈図書情報工作〉 2016,60 (6)
- (21) 李程 ビッグデータ分析による特許価値評価体系構築研究 〈中国新技術新製品〉 2016 (10) 下: 3-6
- (22) 劉帥 産業の特許価値評価指標体系研究 鎮江 江蘇大学 2016: 1-61
- (23) 資智洪 何燕玲 袁杰 特許価値二次元分類評価方法の構築及び適用 〈科技管理〉 2017 (11): 129-135
- (24) 馬天旗 高価値特許選別 北京:知識産権出版社 2018:58.

- (25) 劉劍鋒 肖小清 向諄 企業特許価値分層管理方法研究
中国知識産権雑誌 2018 (10)
- (26) 詹勇軍 汪丛偉等 権利保護コストに基づく特許価値評価研究
〈科技管理研究〉 2018 (13) : 170-174
- (27) 楊思思 汪一名 陳航等 特許法律価値評価研究
〈ハイテック通信〉 016,26 (8-9) : 815-823
- (28) 黄慶 曹津燕など 特許評価指標体系(一) 知識産権
14 : 25-28
- (29) 郭晶 特許評価指標体系の構築に関する探究
科技風 2018年2月 : 239-240
- (30) 万小麗 朱雪忠 特許価値の評価指標体系及び総合評価
科研管理 2008,29 (2) 185-190
- (31) 馬力輝 張潤利 範昀阳 特許価値及び影響要素
工程機械文摘 2009 (5) : 21-24
- (32) 李秀娟 特許価値評価の影響要素 電子知識産権 2009
(5) : 64-67
- (33) 鄭素麗 宋明順 特許価値の決定要素は何か?
科学学研究 2012 (9) : 1316-1323,1332
- (34) 李振亜 孟凡生 曹霞 四要素に基づく特許価値評価方
法の研究
情報雑誌 2010,29 (8)
- (35) 邱一卉 張弛雨 陳水宣 「CART」に基づく特許価値評
価指標体系研究
廈門大学学報(自然科学版) 2017,56 (2) : 244-251
- (36) 謝萍 王秀紅 卢章平 企業特許価値評価方法及び実証
分析
情報雑誌 2015,34 (2) : 93-98
- (37) 劉楊 王璐 新しい状況下の企業知的財産権管理
〈科技管理〉 2017 (2) : 16-21
- (38) 申楠 企業知識産権管理実務
http://www.iprcn.com/IL_Xsjt_Show.aspx?News_PI=6053
- (39) 趙曉東 馮勳偉 特実併願を特許価値評価指標とするこ
とについて
〈中国発明と専利〉 2018 (1) : 123-127
- (40) 邱洪華 陳祥玲 CiteSpaceに基づく特許価値研究
西部經濟管理論壇 .2018,29 (5)
- (41) 林德明 孫建松等 特許引用の特許価値評価における適
用性研究
情報雑誌 2016,35 (12) : 150-154
- (42) 麗娜 付占海等 特許価値評価ソフトウェア化の理論基
礎と実践
〈中国発明と専利〉 2014 (4) : 30-33
- (43) 謝智敏 範曉波 郭倩玲 特許価値評価ツールの有効性
比較研究
〈現代情報〉 2018,38 (4) : 124-129
- (44) 張丛 慶俊梅 劉延淮 伝統薬物特許価値評価体系の分
析
世界科学技術—中医薬現代化 2014,16 (7) : 1470-1475
- (45) <http://patentrank.cnpat.com.cn/>
(原稿受領 2018. 11. 22)